

令和6年度仙台「四方よし」制度周知広報等業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度仙台「四方よし」制度周知広報等業務

2 目的

本市では、平成28年度より中小企業の社会課題解決や魅力的な職場づくりに向けた取組を後押しし、地域の活性化と中小企業の持続的な発展を図ることを目的に、「売り手よし」、「買い手よし」、「世間よし」の「三方よし」に「働き手よし」を加えた「四方よし」な企業とその取組みを広く周知する企業表彰制度を実施している。

本業務では、中小企業の経営者、従業員と学生等を対象に本制度の認知度向上と、社会課題解決や魅力的な職場環境づくりに係る優れた取組事例を広く普及・啓発させることを目的とする。

3 業務内容

受託者は、上記2の目的を達成するため、下記に定める業務を総合的に企画・運営するものとする。

なお、本業務では中小企業の経営者、従業員を主な対象とするが、中小企業において人材採用に一定ニーズがあることから、学生等に向けた周知広報も行うこととする。

(1) 仙台「四方よし」制度の周知・広報

- ・市内中小企業や学生等に向けて本制度の周知広報を行うこと。また、本市が令和6年度より実施している地域中核企業輩出支援パッケージに本制度も含まれていることから、その趣旨を踏まえた効果的かつ効率的な方法・内容を提案すること。
- ・歴代受賞企業の受賞後の取組や、宣言企業の「世間よし」、「働き手よし」に関する取組について取材を行い、周知・広報する。取材は最低5社行うこととし、取材数や取材先の選定、掲載内容については、中小企業が自社の経営の参考にでき、学生等からも優れた取組を行っている企業と認知できるものとして受託者が提案し、本市と適宜協議・調整の上決定すること。記事作成に係る受託者の交通費等の費用は本業務の委託料に含めるものとする（本市担当者が取材等に同行する場合の交通費は本市で別途負担する）。
- ・本市ホームページ等において取材内容を掲載するため、成果物をワード、画像データ等で本市に提出すること。

(2) 宣言企業・表彰企業の新規募集

- ・宣言企業を新たに獲得するため、市内中小企業に向けて本制度の周知広報を行う。周知広報には、宣言企業のメリットを盛り込み、「自社も応募したい」と感じられる内容とする。なお、受託者は予算の範囲内で応募する宣言企業の目標数を提案することとし、本市と適宜協議・調整の上決定すること。
- ・宣言企業として登録されている企業に対し、企業表彰の意義や内容等を周知し、表彰に最低10社以上応募させること。（参考：令和4年度表彰への応募数は14社）

- ・今年度新たに受賞企業となる企業に取材を行い、周知・広報する。なお、取材数は受賞企業3～5社を想定している。掲載内容は受託者が提案することとし、取材数の上限は予算の範囲内で本市と適宜協議・調整の上決定すること。
- ・本市ホームページで等において取材内容を掲載するため、成果物をワード、画像データ等で本市に提出すること。

(3) 企業表彰・企業間交流イベントについて

- ・受賞企業の認知度向上と従業員のモチベーション向上を図るため、表彰式を開催する。また、表彰式に併せ、企業間のネットワーク構築に資する交流イベントを開催すること。
- ・表彰式の企画調整、周知案内、会場確保、当日の運営等を行うこと。
- ・表彰式の実施費用は審査、備品（賞状作成、消耗品等）に係る費用を除き、原則として本業務委託に含むものとし、受託者が負担する。
- ・交流イベント全体での参加企業数は歴代受賞企業、宣言企業も含め、本制度に興味を有する企業など合わせて15社以上とする。なお、今年度受賞企業は参加企業数に含めないもの。
- ・交流イベントの実施内容、会場、広報手段等具体的に提案すること。
- ・交流イベントへの参加を促進する工夫、効果的な広報計画（対象、手段等）を提案の上実施し、多くの企業参加を促すこと。
- ・表彰式及び交流イベントはリアルイベント又はオンラインとのハイブリットイベントとする。
- ・当日運営のほか、企業の募集・管理、運営マニュアル・参加企業用資料等の作成、広報、参加企業への事後アンケート等を行うこと。

(4) 学生向けイベントの開催

- ・学生へのPR強化を目的として、地元の中小企業への就職が見込まれる大学等と連携し、大学生向けイベントを開催すること。なお、イベントでは歴代受賞企業の認知度向上を図る企画を盛り込むこと。
- ・開催方法はリアルイベント、オンラインイベントのいずれでも可とする。
- ・実施内容、時期、回数、会場、広報手段等具体的に提案すること。
- ・当日運営のほか、イベントで紹介する受賞企業の選定・調整、運営マニュアル・参加者用資料等の作成、参加者の募集・管理、イベントの広報、参加者への事後アンケート等を行うこと。
- ・学生の参加を促進する工夫、効果的な広報計画（対象、手段等）を提案の上実施し、多くの学生参加を促すこと。
- ・イベントのテーマ・内容については、学生のニーズを把握した上で受託者が提案し本市と適宜協議・調整の上決定すること。

(5) 追加業務

業務の実施に当たり、受託者が(1)～(4)の業務に加えて目的の達成に資すると考える業務があれば、委託費の範囲内で提案できるものとする。

(6) 想定スケジュール

以下のスケジュールを想定しているが、状況に応じて変更となる可能性がある。

令和6年7月～	委託業務の協議・調整
随時	各種周知広報
7月～	歴代受賞企業・宣言企業への取材・広報
9月～	企業表彰の公募開始、応募企業の募集等
適宜	学生向けイベントの開催
令和7年1～2月	表彰式、企業間交流イベントの開催
2月～	表彰企業への取材・広報
3月末	業務完了

(7) 成果物の納品

- ・提出形式は、原則として電子データによること。詳細な形式は仙台市と都度協議すること。
- ・提出時期は、仙台市と協議し決定すること。
- ・業務完了時には、事業実施報告書（A4 1部）を提出すること。
- ・その他本市が必要と認めるものを提出すること。

(8) 定期打合せへの参加

業務の進捗確認のため、本市が開催する定期打合せに参加すること。打合せでは、業務の進捗状況等を受託者より報告するものとする。

4 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当者が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

5 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

6 知的財産権の取り扱い及び機密保持

(1) 知的財産の取り扱い

本業務の遂行により発生した発明、創作等によって生じた特許権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、その他の知的財産権の取扱いについては、原則として以下のとおりとする。

- ・受注者は、本業務により生じた、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡し、発注者が独占的に使用するものとする。なお受注者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ・第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、受注者は著作権、肖像権等に厳重な注意を払

い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

- ・発注者は本業務の成果品の全部をホームページ、フェイスブック、プレスリリースサイトその他発注者が必要と考える媒体に掲載できるものとする。
- ・本業務の遂行に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

(2) 機密保持

受注者は、本業務により知り得た情報を業務中並びに完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

7 その他

- ・本仕様書にないものは仙台市及び受託者の協議により定める。
- ・提出された書類は返却しない。なお、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となる。
- ・本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- ・本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後 5 年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- ・本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- ・受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」及び別添「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」、「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

- ・受託者は、業務の内容及び範囲について仙台市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。また、打合せの内容を記録し、随時、仙台市へ提出すること。
- ・業務の進捗状況に関して、随時仙台市に報告するとともに、必要に応じ協議、調整を行うこと。
- ・本業務の一部を第三者に再委託する場合は、仙台市の承認を必要とし、本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。
- ・受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>)